

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 東千葉メディカルセンター経営改善推進業務委託
- 2 委託期間 自 令和7年12月1日
至 令和8年6月30日
- 3 業務委託料金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 4 契約保証金額 免除

上記の委託業務について、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 千葉県東金市丘山台三丁目6-2
地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
氏名 理事長 河野陽一

乙 住所
氏名

(総 則)

第1条 甲は、別紙「東千葉メディカルセンター経営改善推進業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)による委託業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、その委託業務を実施することを受託する。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲と乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲と乙が協議して定める。

(委託期間の延長)

第6条 乙は、その責めに帰することができない理由により、委託期間までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲と乙が協議して定める。

2 甲は、前項の規定による委託期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な負担をしなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理

由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 乙の責めに帰する理由により委託期間までに委託業務を完了することができない場合において、委託期間後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責めに帰する理由により第12条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(委託業務の報告)

第9条 乙は、仕様書で定める期日までに、甲に対して委託業務の報告書を提出しなければならない。

2 乙は、委託業務の処理に関し事故又は過失を生じせしめた場合は遅滞なく甲に連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。

(業務責任者、従事者等)

第10条 乙は、委託業務の適切な実施を図るため、業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。やむを得ず業務責任者を変更しようとするときも同様とする。

2 業務責任者は、委託業務の実施に係る業務の管理その他の乙が必要と認めて委任した事項についての事務を処理するものとする。

3 乙は、委託業務に従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。従事者を変更しようとするときも同様とする。

4 甲は、従事者のうち不適格者があると認めるときは、乙に是正措置を求めることができる。

(検 査)

第11条 甲は、乙の実施した委託業務について、仕様書で定める業務内容に適合しているか検査を行う。検査に合格しないときは、乙に委託業務のやり直し等を指示するものとする。

2 乙は、甲から前項の指示を受けたときは、直ちに委託業務のやり直し等を行い、再度甲の検査を受けるものとする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、当該請求月にかかる委託業務について、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、委託業務を実施することができないとき又はできないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 乙が乙の理由により解除の申し出をしたとき。

(違約金)

第14条 前条により甲がこの契約を解除したときは、乙は、業務委託料の1/10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果品（受託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 受注者は、この契約により受託した業務に係る個人情報の取扱いに当たっては、別記「個人情報の取扱いに関する遵守事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(補 則)

第16条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第3条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

別 記

個人情報等の取扱いに関する遵守事項

(基本原則)

第1 受注者は、この契約により受託した業務の履行に当たり取り扱う個人情報及び情報資産（以下「個人情報等」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、個人情報等を適正に保護しなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約により受託した業務の履行に当たり取り扱う個人情報等をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 受注者は、この契約により受託した業務の履行に当たり取り扱う個人情報等の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約により受託した業務の履行に当たり取り扱う個人情報等の管理責任者を定め、発注者に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 受注者は、この契約により受託した業務を履行するため個人情報を収集するときは、個人情報の収集の目的を明確にし、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約により受託した業務の履行に当たり取り扱う個人情報等を当該業務を履行するため以外の目的に利用し、又は個人情報等を第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約により受託した業務の履行に当たり取り扱う個人情報等が記録された書類、電磁的記録等を複写し、又は複製してはならない。

(電子計算機等への記録の制限)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約により受託した業務の履行に当たり取り扱う個人情報を受注者の管理する電子計算機その他の情報機器以外の電子計算機その他の情報機器に記録してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約により受託した業務のうち、個人情報等の取扱いを含む業務の一部又は全部を第三者に取り扱わせてはならない。

(記録の返還及び搬送)

第9 受注者は、この契約により受託した業務を履行するために発注者から提供され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された書類、電磁的記録等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に処理の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

2 受注者は、個人情報等が記録された書類、電磁的記録等を搬送するときは、あらかじめ発注者の承諾を得るとともに、盗難等の防止のために必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時における報告）

第10 受注者は、この個人情報等の取扱いに関する遵守事項に違反することが発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（調査等）

第11 受注者は、この契約により受託した業務に係る個人情報等の取扱いについて、発注者から調査・報告の求め、又は改善の勧告があった場合は、正当な理由があるときを除き、これに応じなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第12 発注者は、この個人情報等の取扱いに関する遵守事項に定める事項に受注者が違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（使用者への周知・教育）

第13 受注者は、その使用する者に対し、この個人情報等の取扱いに関する遵守事項を遵守することなど個人情報等の保護のため必要な事項を周知・教育しなければならない。